

交流及び共同学習～交流活動の在り方と教師の連携～

交流及び共同学習とは、相互の触れあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように小・中学校等と特別支援学校の子どもが行う場合と、小・中学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の子どもが行う場合などがあります。これらの活動を通じて、学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが大切です。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、交流及び共同学習の推進が求められています。

1 共生社会の形成と交流及び共同学習の推進

共生社会の形成をめざし、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会報告、平成24年7月)」が取りまとめられました。報告では、交流及び共同学習について、「障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」と記され、交流及び共同学習を推進することの必要性が示されています。

また、新小学校・中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においても、社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、交流及び共同学習の充実を図ることが求められています。さらに、学校の教育課程上の学習活動にとどまらず、地域社会との交流の中で推進を図ることも求められています。

2 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、障害のある子どもたちにとっても、障害のない子どもたちにとっても、双方にとって意義深い教育活動です。

その意義は、新小学校・中学校指導要領解説総則編、新特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編において、次のように示されています。

小・中学校	特別支援学校（小学部・中学部）
・児童（生徒）が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ	・障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる ・同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ

新小学校・中学校学習指導要領解説特別活動編には、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話など地域における世代を超えた交流の意義について、次のように示されています。

小学校	中学校
・多様な人々の存在に気付いたり、共に力を合わせて生活したりすることの大切さを学ぶ ・一人一人が多様性を尊重しながら力を合わせて生活する態度を身に付ける	・自他の尊重や共に力を合わせて生活することの大切さを学ぶ

3 交流及び共同学習の展開と留意事項

(1) 関係者の共通理解

- ・関係者が、互いにその必要性、意義等について、十分に理解し合い、両者の成長につながることを共通理解することが大切です。
- ・両者が話し合う機会を計画的に確保するために、打合せを年間計画に位置づけるなどの工夫が必要です。両者の組織の有機的な連携や協力体制が確保されることで、活動の意義やねらい、相手の学校や学級、集団の実態、障害のある子どもへの接し方等についての関係者の共通理解が進みます。

(2) 組織づくり

- ・様々な活動を効率的かつ円滑に進めるためには、両者が役割分担し、交互に連絡会を実施したり、全教員を対象として交流及び共同学習をテーマにした研修会を実施したりするなどの工夫が考えられます。そのためには、交流及び共同学習のための組織づくりを行うことが必要です。
- ・教職員や組織の担当者が、互いに相手の学校や学級、団体の状況、子どもたちの実態を正しく理解し、必要な準備を行います。実施後に、反省会を行ったり、指導計画や指導内容・方法等の改善を行ったりするためにも欠かせないものです。

(3) 指導計画の作成

- ・実施に当たっては、年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成する必要があります。その際には、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、両者の役割分担、協力体制等を十分に検討し、活動を無理なく継続的に繰り返すことができるようにします。
- ・活動内容には、例えば体験的な活動を入れると効果的です。また、どのように工夫すれば、その活動に障害のある子どもが参加できるかを検討する際には、複数の教員の視点、様々な角度から、慎重に吟味することが必要です。

(4) 事前学習

- ・円滑に進めるためには、実際の活動内容や役割分担等について、事前学習を行うことが大切です。そのためには、障害の特性やその子どもの個性についての理解を進めることが必要です。まず、障害のある子どもがそれぞれの活動場所で所属意識を持つことができるように工夫することが大切です。こうしたことは、子どもたちが安心して活動に参加することにつながると同時に、障害のない子どもにとっては、自然に友だちを受け入れるための事前学習にもなります。
- ・障害のない子どもたちや関係者が行う事前学習には、障害についての正しい知識、障害のある子どもへの適切な支援や協力の仕方等についての理解を促すことなどが考えられます。障害がある子どもに対しては、積極的な行動、支援や協力

の求め方・断り方、自分の気持ちの表現の仕方等についての理解を図ることなどが挙げられます。

- ・事前学習を充実させるには、担当する教員同士が、事前の打合せや情報交換等を入念に行い、互いに理解を深めておくことが必要です。

(5) 交流及び共同学習の実際

- ・安全確保を最優先することは非常に大切です。
- ・主体的に活動に取り組むことができるようにするためには、活動の流れを一定にしておくことが役立ちます。そうすることで、小・中学校等の子どもも、特別支援学校等の子どもも互いに見通しを持って自分から活動することができるようになります。また、活動によっては、実際の活動の様子を見ながら内容を調整していくことで、両者のねらいに即した柔軟で円滑な活動を行うことができます。

(6) 事後学習

- ・活動をしてみてどう感じたか、今後どのような活動をしていきたいかなどについて、振り返ってみたり、周囲の人に伝えたりすることで、交流及び共同学習に対する関心を一層深めたり、次回への期待を高めたりすることが大切です。例えば、子どもたちが感想や印象を作文や絵にまとめる機会を設けることなどもよい方法です。子どもたちの気付きを学級全体で共有したり、一人一人が深く考えたりすることで、相互理解が進みます。
- ・交流及び共同学習に関する様々な取組について、積極的に情報を発信することが大切です。例えば、活動の様子等を学校便り等を活用して広く伝えることなどがあります。このことにより、子ども、保護者、教員、地域、関係機関等とのネットワークが更に広がり、みんな仲間であるという思いが浸透していき、すべての子どもをみんなではぐくむことにつながっていきます。

(7) 評価の方法

- ・各教科・領域等の学習において、どのような力が身についたか、活動を通して相互理解がどのように進んだかの両面を適切に評価します。
- ・交流及び共同学習の大きな目的である「共に支え合って生きていくことを学ぶ」ことにつながったかどうかを評価するためには、作文や絵等に表現されたものや交流及び共同学習の活動場面の変容だけでなく、学校以外の地域の生活等で子どもたちがどのような姿を見せているかをとらえること、交流及び共同学習以外の場面での姿をとらえることなどが有効です。
- ・学校独自に、交流及び共同学習の観点を定めるなどの工夫も大切です。

4 兵庫県における交流及び共同学習

兵庫県では、インクルーシブ教育システムの構築を見据えた兵庫県特別支援教育第二次推進計画に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進するために、交流及び共同学習のさらなる充実に向けて取り組んでいます。具体的には、特別支援学校交流・体験チャレンジ事業の実施、特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の実施（平成30年度は、特別支援学校16校、高等学校16校）などが挙げられます。

さらなる充実のために、ねらいを明確にし、計画的、組織的、継続的に推進すること、特別支援学校と小・中学校が連携して特別支援学校児童生徒の居住地校交流について実施方法等を工夫すること、特別支援学校と高等学校が連携し、交流及び共同学習に積極的に取り組むことを重点目標として実施しています。

5 おわりに

以上のように、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を進めるとともに、地域住民への理解を図るために、交流及び共同学習の意義等を踏まえ、各校で積極的に進めることが重要です。そのためには、どのような配慮を行えば、交流及び共同学習のねらいが達成できるのかを特別支援学校や特別支援学級等と小・中・高等学校等の通常の学級との両方で十分に検討し、共通理解を図るなど教師の連携が必要です。

さらに、保護者の協力を得ることも不可欠です。保護者や本人に事前に説明し、計画について理解を求めることで、一層の協力体制が整っていくことにもつながっていきます。

- 参考文献
- 『小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編』文部科学省
 - 『小学校（中学校）学習指導要領（平成 29 年告示）解説 特別活動編』文部科学省
 - 『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（幼稚部・小学部・中学部）学習指導要領解説 総則編』文部科学省（平成 30 年 3 月）
 - 『交流及び共同学習ガイド』文部科学省（平成 20 年）
 - 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』文部科学省（平成 24 年）
 - 『兵庫県特別支援教育第二次推進計画』兵庫県教育委員会（平成 26 年）
 - 『平成 30 年度（2018）指導の重点』兵庫県教育委員会
 - 『特別支援教育研究 No. 705』東洋館出版社（平成 28 年）